

市内米軍施設に係る国からの申し入れに対する声明

平成 16 年 8 月 4 日

横 浜 市

1 接收地返還に向けた取り組み

横浜市は、第二次世界大戦後進駐した連合軍により、市の中心部や港湾施設などが広範囲にわたり接收され、横浜の再建・復興は著しく遅れることとなりました。

それ以来、横浜市では市民共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の早期全面返還に向けた取り組みを進め、その結果、今日まで多くの返還を実現してまいりました。

しかしながら、市内には今なお 8 か所、約 528ha という他の大都市には例を見ない米軍施設が存在し、これらは都市づくりを進める上での大きな障害となっています。

2 国からの申し入れ

こうした中で、市内米軍施設に関連する大きな動きとして、昨年 2 月から、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する日米両政府間の協議が、日米合同委員会の下に置かれた施設調整部会において開始されました。

同部会の第 1 回会合においては、県内の在日米海軍施設・区域に焦点をあてていくこととされ、第 2 回会合の後、昨年 7 月 22 日付で国は、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における、800 戸程度の住宅及びその支援施設の建設を含む日米間の協議内容について、市に対し意見照会をしてきたところです。

この日米協議においては、池子における住宅等の建設がなされれば、根岸住宅地区、富岡倉庫地区、深谷通信所及び上瀬谷通信施設(一部)については、施設・区域の返還について考慮することが可能となるとされていますが、その規模は、現在の市内米軍施設の合計面積約 528ha の約 48%と推定され、これが実現すると、返還という一面だけを見るならば、本市における過去最大の返還となります。

3 施設返還の大原則

米軍施設の返還は、日米安全保障条約及び日米地位協定の目的のために必要でなくなったときは、無条件で行うことが大原則であり、住宅等の建設とは切り離し、この大原則を踏まえて、返還の環境が整ったもの

から、逐次、返還すべきであります。

また施設返還については、国が施設の置かれている状況を常に把握し、施設返還の拡大に最大限の努力をすべきであります。

横浜市としては、このような考え方に立ち、長年にわたり、市民、市会と一体となって、国に対し強く要望してきたところです。

しかしながら、国からの申し入れは、こうした、従来からの米軍施設に対する本市の考え方から、大きく隔たりがあるものでありました。

4 国の頑なな姿勢

このため、二度にわたっての文書照会をはじめとして、防衛施設庁に実務的な照会を行うなど、国に対し、折衝を重ねてまいりました。私自身も、昨年12月に防衛施設庁長官と、さらにこの7月に国務大臣・防衛庁長官と会談し、直接、住宅等の建設と切り離して施設返還を行うべきであるという、市の考えを強く主張しましたが、国の態度は大変頑ななものであると認識せざるを得ませんでした。

文書照会への回答や防衛施設庁長官との会談において、国は、「住宅等の建設と施設の返還については一連の案件であり、一括して処理すべきものである」とし、また、「住宅等の建設については、国の事務として、日米安全保障体制の目的達成のため、できるだけ早期に実施する必要がある」としております。

さらに、防衛庁長官との会談において、私から、市としての施設返還に関する基本的考え方や建設と返還を一括とされることによる地元、横浜市民の苦悩を伝えましたが、長官は「住宅等の建設は国の固有事務である」、また「地元の返還要望に応える、現実的で最善の対応策である」とし、住宅等の建設への固い意思を改めて示しました。

このように、国の米軍住宅建設の意思は、大変一方的であり、また極めて固いと認識せざるを得ません。さらに、極めて遺憾なことは、国が条件とは決して言わないものの固執する、「住宅等の建設と施設返還は一連、一括である」との主張が、条件以外の何ものでもないものとして、市に突きつけられている事実です。

5 市会並びに市民の皆様へ

この問題に関しては、昨年7月の国からの申し入れ以降、横浜市会においては、本会議のほか、都市経営総務財政委員会、基地返還促進特別委員会など、様々な場でご議論をいただき、幅広いご意見を頂戴しました。このように、議会と行政とがともに、市民のための最善の解決策を求めて、議論を深めることができ、そのことは、私が判断をする上での力強い原動力になったと深く感謝しております。

また、住宅等の建設を行うとされている池子住宅地区の地元である金沢区では、「池子(横浜市分)接收地返還促進金沢区民協議会」において、各種の地域団体と行政が一体となり、30年以上、当該の池子地区の返還を求めてきたところです。同協議会の正副会長を通じて、地元としての苦渋に満ちた心情、地域の混乱を心配するお気持ちを伺いました。

市民の皆様からは、貴重なご意見が寄せられました。いただいたご意見は、多岐にわたり、国の申し入れに対するお考えを伺うことができました。355万市民の多くの方々においては、それぞれの立場を慮り、冷静沈着に受け止めて、いたずらに対立したり、紛糾したりする事態が生じていないことは、何より幸いであります。こうした市民の皆様の得がたい対応が、私のこの問題への対処の基礎となっております。

6 横浜市の新たな提案

国の主張するところの第一は、防衛・外交は国の基本的な事務であり、横浜市の諾否にかかわらず、国は住宅等の建設が可能であるという考え方です。

こうした国の考え方は、早期全面返還を望む市民の感情を逆撫でするものであり、誠に遺憾であり、とりわけ、金沢区の方々の無念に思いを馳せざるを得ません。

しかしながら、国が、この住宅等の建設については、日米安全保障体制の目的達成のための必要性がある、日米の政府間で認識の一致をみた事柄である、ということをお大義名分に、国の固有事務として住宅等建設の事実を進行させてしまう、という懸念も否定できません。また、施設返還の議論がないがしろにされ、放置され続けることも、極めて残念ながら、ありうるものと考えます。

市として誠に苦慮するところでありますが、議論を先延ばしにすることにより、そうした事態に陥ることは、決して許されないことであります。

また、国の主張の第二は、先に述べたとおり、「住宅等の建設と施設の返還については一連の案件であり、一括して処理すべきものである」とし、住宅等建設を施設返還の事実上の条件としていることです。

これに対し、本市は、住宅等の建設は、施設の返還と切り離れた議論とすることが原則であると当初から考え、そのように繰り返し主張して現在に至りましたが、誠に遺憾ながら、国は、そうした考え方を頑なに変えようとせず、隔たりは埋まりません。

国の主張については到底承服できるものではありませんので、市民にとって、金沢区民にとって、現実的な対応の中での最善の解決策として、国に対し、施設返還について一点、住宅等建設について一点、横浜市として、新たな提案を行うものであります。

まず、第一点目の施設の返還についてであります。もとより日米安全保障条約及び日米地位協定の目的のために必要でなくなったときは、いつでも返還しなくてはならないものであります。

昨年7月の施設調整部会の第2回会合で議論がなされた根岸住宅地区、富岡倉庫地区、深谷通信所、上瀬谷通信施設(一部)についての返還に加えて、金沢区民のため、池子住宅地区及び海軍補助施設の飛び地の返還、さらに、同部会においては議論がなされていない小柴貯油施設について、返還を追加すること、また、上瀬谷通信施設については、一部に限定することなく全部の返還を実現することを求めます。

次に第二点目の住宅等の建設の申し入れについてであります。本市からの照会に対する昨年12月18日付の回答で、国は「緑地の保全・自然環境の保全に配慮することが重要と考えている」としてありますが、本市としても緑地の保全を進めているところであります。

そこで、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における緑を可能な限り残し、自然環境の保全に十分配慮するとともに、都市開発に係る法制度等と整合を図るものとする、これらの観点から、800戸程度

とされる住宅建設戸数については見直しを図り、800戸にこだわることなく、できうる限りの削減を行うことを求めます。

国においては、この横浜市としての新たな提案に対し、真摯に検討し、誠意ある考え方を示されることを強く要請いたします。

7 終わりに

昨年7月に、市内米軍施設についての本案件が国から提案され、1年が経過しました。この間、国から「施設の返還は住宅等の建設と一連、一括のもの」、即ち、事実上の条件として突きつけられた、この国からの提案に対し、市民、市会、市行政は、それぞれの立場で取り組み、苦悩をともにしてきました。

18区全体を考え、総合的に判断すべき立場の者として、市民にとって、金沢区民にとっての、現時点における具体的な最善の解決策に向け、熟慮に熟慮を重ねた結果、今こうしてここに、市として国に対し新たな提案をするという、決断に至ったものであります。

最後に、ここまで、市民の立場から、横浜市会議員の立場から、貴重なご意見を様々にお寄せくださり、苦悩をともにしてくださった多くの方々に、深く感謝を申しあげるとともに、さらなるご支援を賜りますよう、心からお願いいたします。

平成 16 年 8 月 4 日

横 浜 市 長 中 田 宏